

# 請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

- 法務局  
所属公証人 作成令和 年第 号
- 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

## 記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 円

(1) 金 円

ただし、令和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円の婚姻費用の未払分（支払期 日）

(2) 金 円 ただし、執行費用

(内訳) 本申立手数料	金 4,000円
本申立書作成及び提出費用	金 1,000円
差押命令正本送達費用	金 2,941円
資格証明書交付手数料	金 円
送達証明書申請手数料	金 円
執行文付与申請手数料	金 円

2 確定期限が到来していない定期金債権

令和 年 月から離婚又は別居解消に至るまでの間、 限り金 円ずつの婚姻費用

(注) 該当する事項の□にレを付する。

## 【記載例】 請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

- 東京法務局  
所属公証人 山田一郎 作成令和元年第123号  
 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

### 記

- 1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 248,841 円
  - (1) 金 240,000 円  
ただし、令和元年5月から令和元年7月まで1か月金80,000円の婚姻費用の未払分（支払期毎月末日）
  - (2) 金 10,491 円 ただし、執行費用  
（内訳）本申立手数料 金4,000円  
本申立書作成及び提出費用 金1,000円  
差押命令正本送達費用 金2,941円  
資格証明書交付手数料 金 600円  
送達証明書申請手数料 金 250円  
執行文付与申請手数料 金1,700円
- 2 確定期限が到来していない定期金債権  
令和元年8月から離婚又は別居解消に至るまでの間、毎月末日限り金80,000円ずつの婚姻費用

(注) 該当する事項の□にレを付する。